

第 3 編

震災対策計画編

◆第 1 章 災害予防計画

〈震災対策計画編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、津波、更には火災の多発などが考えられる。これらの災害は、風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策としては体系的、内容的に見ておおむね同様である。

そこで、「震災対策計画編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述した上で、具体的な施策については「一般計画編」の各施策を準用している。ただし、地震災害対策として独特の内容がある場合は、その対策の中に加筆している。

第1節 建造物・公共施設等安全確保計画

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び緊急防災基盤整備事業の活用により、伊根町建築物耐震改修促進計画に基づき、公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、また、耐震診断士派遣事業及び耐震改修補助制度により木造住宅の耐震化を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

1 建築物の震災対策(総務課)

(1) 公共建築物

ア 耐震性の確保

緊急時において、地域の防災拠点として、また、避難施設として活用が図られる施設については、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

また、建築後、定期的な検査を行い、必要な改修を実施する。

イ 既存不適格建築物の対策

建築物の用途、建築年次、構造種別等により、計画的に耐震診断を実施するとともに、適正な改修方法を検討し、伊根町建築物耐震改修促進計画に基づき、順次改修を行う。

(2) 多数の者が利用する建築物

地震時に多大な被害の発生する危険性が高いことから、以下の対策を進める。

ア 計画段階における適切な耐震構造計画による設計、工事監理の徹底、適正な施工による一貫した建築の品質監理を指導する。

イ 建築基準法第12条の定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。

ウ 既存不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、伊根町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修を促進する。

エ 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。

(3) 住宅等その他の建築物

住宅等その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、以下の対策を進める。

ア 耐震相談窓口を設置し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。

イ 耐震改修促進法の認定制度を活用し、住宅金融支援機構の特例融資等により、改修を推進する。

ウ 木造建築技術者に対して、耐震知識・耐震改修技術講習会への参加を促し、人材の育成を図る。

- エ 木造住宅耐震診断士派遣事業及び耐震改修補助制度により木造住宅の耐震改修を促進する。
- (4) 特殊建築物については、建築基準法第12条の規定による定期報告が必要であり、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により建築物の定期点検を促進し、同法に基づく府の指導に協力する。
- (5) 木造住宅密集地区等の面的整備
建築物単体の耐震改修促進と並行して、老朽木造密集地区、狭隆道路地区等について府と連携して面的整備を促進する。
ア 改修に係る各種手法等を普及し、町主体の面的整備事業を推進する。
イ 地域住民に対し、共同建て替え制度等を普及し、合意形成を図っていく。
- (6) 地震被災建築物応急危険度判定制度の活用
大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定して整備する応急危険度判定制度の活用を図る。
- (7) 応急仮設住宅等の供給体制の整備
大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。
ア 応急仮設住宅建設適地の確保
町及び府は、平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。
イ 応急仮設住宅建設に関する協力体制の確立
町は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るための体制を確立する。
ウ 既存施設の利用
町は、平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。
- (8) 落下物・ブロック塀等
建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

〔住民〕

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

2 ライフラインの耐震対策(地域整備課)

生活に直結する水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、大規模地震災害においても被害を最小限にとどめるための具体的な計画については、一般計画編第1章第15節「ライフライン施設防災計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上、海岸地域での津波等への耐浪化の推進には特に留意する。

3 学校等の防災計画(教育委員会)

(1) 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、町の災害対策担当課やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引き渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等(以下「児童生徒等」という。)の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

ア 学校における防災体制

(ア) 教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

(イ) 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と教育委員会、町の災害担当課等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。

なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

イ 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

(ア) 発災時別の教職員の対応方策

- a 在校時
- b 学校外の諸活動時
- c 登下校時
- d 夜間・休日等

(イ) 保護者との連絡、引渡し方法

(ウ) 施設・設備の被災状況の点検等

ウ 避難所としての運営方法等

町の災害対策担当課の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(2) 施設・設備等の災害予防対策

ア 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講ずる。

イ 防災機能の整備

(ア) 避難施設の整備

建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行うものとする。

(イ) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(ウ) 避難所としての機能整備

本計画において避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することも想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

ウ 設備・備品の安全対策

震災等の災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講ずる。

(3) 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

4 道路施設の防災計画(地域整備課)

道路交通の確保は、地震発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで重要不可欠であるため、平常時からの安全性の確保を図る。具体的な計画については、一般計画編第1章第9節「道路防災計画」に準ずる。

なお、耐震点検の実施及び施設の耐震性の向上には特に留意する。

5 農地・農業用施設の防災計画(地域整備課)

施設(ため池)等は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、耐震性に乏しい老朽化した施設も存在する。

このため、町その他の施設管理者は、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で整備促進を図る。

具体的な計画については、一般計画編第1章第6節「農業用施設防災計画」に準ずる。

6 河川・海岸施設防災計画(地域整備課)

河川については地震時において防災機能としての役割が重要となるため耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修等を実施する。また、テレメーターシステム等を整備し、的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制を整備する。

また、海岸施設の整備に当たっては、耐震性を考慮するとともに、津波による被害を最小限に

とどめるため護岸の緩勾配化、潜堤、養浜等による面的な防災施策を図り、地震・津波に強い施設整備を進める。

具体的な計画については、一般計画編第1章第3節「河川防災計画」に準ずる。

7 地すべり・急傾斜地防災計画(地域整備課)

地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等土砂災害に関する避難体制の整備等については、一般計画編第1章第5節「地すべり等防災計画」に準ずる。ただし、地震災害の予防上重要な以下の事項については、その対策を推進する。

(1) 土石流・がけ崩れ防止対策の推進

土石流等の防止対策にあたっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

また、がけ崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、都市計画法、建築基準法に基づき規制を行い、災害防止を図る。

(2) 液状化対策の推進

地盤の液状化の可能性がある埋立地等に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用に努める。

また、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため必要に応じ耐震補強の実施に努める。

8 危険物等施設防災計画(総務課)

危険物等の保安に関する予防対策の具体的計画は、一般対策編第1章第13節「危険物等保安計画」に準ずる。ただし、施設の耐震性と補強には十分配慮する。

9 被災宅地危険度判定実施計画(総務課、地域整備課)

大地震又は豪雨等により、宅地(擁壁・法面等を含む。)が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、被災後、速やかに判定活動が実施できるよう府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携して、実施体制等の整備を進める。

第2節 情報連絡通信網の整備計画

大規模な地震災害時においては、被害が広域に及ぶため、迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに住民に対する警報、避難勧告等の伝達が必要となる。

このため、町)府及び防災関係機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

具体的な計画については、一般計画編第1章第2節「情報連絡通信網の整備計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上には特に留意する。

なお、特に地震に関する情報の通信方法として、以下のシステムが整備されている。

町は、これらのシステムの効果的・効率的な利用のため、町管理施設の整備点検に努めるとともに、民間事業者管理の施設の整備点検、機能の向上を促進する。また、住民に対して、これらのシステムの周知及び活用促進に努める。

1 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

地震に関する情報や津波予報・警報など、大規模な自然災害が発生した場合、又は、発生が予想される場合、気象庁から総務省消防庁を経由して、町に情報が伝達され、システムが自動起動し、住民に情報を伝達する。

2 携帯電話のエリアメール・緊急速報メール

携帯電話通信各社が行っているサービスで、緊急地震速報を利用者に伝達する。

第3節 地震及び津波に関する情報等の伝達計画

この計画は、地震及び津波に関する情報等を迅速的確に住民に周知するための通報組織及び伝達方法等について定める。

1 地震及び津波に関する情報

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（伊根町は「京都府北部」と地震の揺れの発現時刻を速報）。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）

③ <1. 災害予防計画> 第3節 地震及び津波に関する情報等の伝達計画

		を図情報として発表 を追加
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した 場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや 地震が多発した場合の震度 1 以上を観測 した地震回数情報等を発表。

津波情報の種類	発表内容
津波到達時刻・予想される津波の高さ に関する情報	各津波予報区（京都府の津波予報区は「京都府」）の津波 の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値 （メートル単位）または 2 種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に 関する情報	主な地点（京都府内の地点は「舞鶴」）の満潮時刻や津波 の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 （京都府内の地点は「舞鶴」）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から 推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区 単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

<p>(1) 津波に関する情報は、「京都府」に津波警報等が発表されたとき。</p> <p>(2) 震源に関する情報は、近畿 2 府 7 県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度 3 以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。</p> <p>(3) 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 京都府内で震度 3 以上</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度 5 弱以上</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ その他の府県で震度 6 弱以上</p> <p>(4) 各地の震度に関する情報</p> <p style="margin-left: 2em;">京都府内で震度 1 以上の地震を観測したとき。</p> <p>(5) 遠地地震に関する情報</p> <p style="margin-left: 2em;">外国で顕著な地震が発生したとき。</p> <p>(6) その他の情報</p> <p style="margin-left: 2em;">その他上記以外に防災上有効と認められるとき。</p>

3 情報の伝達(総務課)

- (1) 津波予報並びに地震及び津波に関する情報の伝達
地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報

③ <1. 災害予防計画> 第3節 地震及び津波に関する情報等の伝達計画

に頭書きを付加して伝達する。ただし、各地の震度に関する情報については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達する。

津波警報・注意報の種類（平成25年3月7日から運用）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波警報の津波観測情報（平成25年3月7日から運用）

高い津波が来る前は、津波の高さを「観測中」として発表	<p>津波の高さを「観測中」と発表する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき ・ 津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20cm未満のとき <p>※沖合の観測情報においても基準を設け、それより小さな観測値は「観測中」と発表</p>
沖合で観測された津波の情報を発表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖合の観測データを監視し、沿岸の観測よりも早く、沖合における津波の観測値と沿岸での推定値を発表 ・ 予想よりも高い津波が推定されるときには、ただちに津波警報を更新

(2) 伝達経路



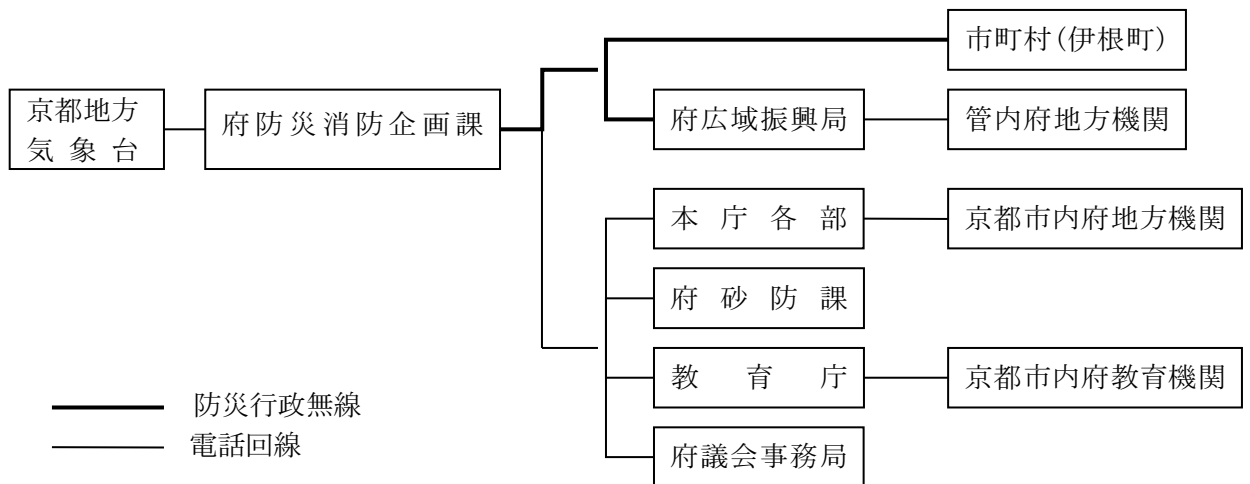
(3) 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の通報

京都地方気象台は、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」（以下「東海地震関連情報」という。）の通報を受けたときは、知事及び危機管理監に通報するものとする。

ア 東海地震関連情報とは、強化地域(大規模地震対策特別措置法昭和53年法律第73号・第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域)に係る大規模な地震の発生のおそれに関連する次の各号に掲げる事項のいずれかについて、一般及び関係機関の利用に供するために発表する情報をいう。

- (ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）…東海地域における観測データに異常が認められたときに、その現象が強化地域に係る大規模地震の前兆現象であるか直ちに判断できない場合又は前兆現象とは関係がないことがわかった場合に気象業務法第11条の規定により発表されるものをいう。
- (イ) 東海地震注意情報…観測データに異常が認められたときに、その現象が強化地域に係る大規模地震の前兆現象である可能性が高まった場合に気象業務法第11条の規定により発表されるものをいう。
- (ウ) 東海地震予知情報…とは、強化地域に係る大規模地震の発生のおそれがあると判断された場合に気象業務法第11条の2第1項又は第2項及び大規模地震対策特別措置法第9条第2項の規定により発表されるものをいう。

イ 大規模地震関連情報の通報系統



(4) 町は、情報等の受領にあたっては、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておき、情報等の伝達を受けたときは、本計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

具体的な伝達系統図は、一般計画編第1章第1節「気象予警報等伝達計画」を参照のこと。

(5) 府の北端にある本町は、日本海での近地地震に伴う津波の発生を考慮し、震度4以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職

③ <1. 災害予防計画> 第3節 地震及び津波に関する情報等の伝達計画

員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、地震発生から少なくとも30分以上、海面状態を監視し、海面の異常を発見した場合の通報体制並びに沿岸住民への周知・避難体制を確立しておく。

4 放送要請

地震及び津波に関する情報とともに、直接被災者等に避難、給水、食料等の応急対策措置並びに道路情報等を緊急に広報する必要がある場合は、町長は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定(昭和41年5月10日締結)」により、放送機関に対して放送の要請を行う。

様式

番 号
年 月 日

京都府知事 氏 名 殿

市町村長名

印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) その他 ()

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即 時
- (2) 日 時 分

4 災害等の状況(災害の態様、日時、場所等)

5 その他

発信者 職 名
氏 名
連絡先

第4節 医療、助産計画

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

具体的な計画については、一般計画編第1章第22節「医療、助産計画」に準ずる。ただし、医療施設の耐震点検や耐震性の向上には特に留意する。

第5節 火災防止に関する計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

具体的な計画については、一般計画編第1章第14節「消防組織整備計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上には特に留意する。

なお、出火防止計画については、以下による。

1 出火防止計画(総務課)

- (1) 火気使用設備、器具の安全化に関する広報を行う。
- (2) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- (3) 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- (4) 対震安全装置付火気器具等の普及徹底を推進する。

第6節 津波災害予防計画

地震の発生により、町の沿岸地域においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。

このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減することを目的とし、町や国、府、関係防災機関がとるべき対策について定めるものとする。

1 津波対策の基本的な考え方

町の津波対策は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し対策を推進するものとし、津波の想定に当たっては、東北地方太平洋沖地震による想定外の津波発生に鑑み、古文書等の資料の分析等において、出来るだけ過去に遡って津波の発生等を調査するものとする。

津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて住民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、府や関係機関と協力し、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

2 津波警戒の周知徹底

町は、津波警戒に関する事項について、広報や町ホームページ等の広報手段を活用し、周知徹底を図る。

(1) 住民に対し、周知を図る事項

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。※1

イ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。※1

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

※2

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

※1 「港外」とは、水深の深い、広い海域をいう。

※2 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

3 防災知識の普及、防災教育

(1) 町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図る。

啓発内容（例）

ア 津波に関する知識の普及啓発（強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること

イ 避難は徒歩が原則

ウ 津波地震や遠地地震の発生可能性

エ 3日分の食料等の備蓄など家庭での予防・安全策等

オ 浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの取り組み（マップ作成等）

(2) 津波浸水予測図の活用

津波浸水予測図は、京都府に津波予報が発表された場合において、各市町における個々の湾や海岸が浸水するか否か、浸水する場合はどの程度浸水するか浸水予測区域を表示したものである。

町は津波浸水予測図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。また、津波浸水予測図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険予測区域の周知を行う。

(3) 津波に係る防災教育

住民を対象にした取り組みとして、津波に関する防災教育の実施、総合的な教育プログラムの開発、リスクコミュニケーションの方法の検討などを行う。

教育機関における取組として、災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を行う。

4 津波を想定した防災訓練

町は、府や防災関係機関と協力し、津波を想定した具体的かつ実践的な防災訓練を定期的に行い、合わせて避難経路や避難場所、情報伝達用設備等の確認を実施する。

5 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

ア 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり（津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す）

イ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、出来るだけ短時間で

避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等により、津波に強いまちを形成

ウ 地方公共団体において、都市計画等との連携を図るための、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等

エ 行政関連施設、要配慮者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

(2) 避難関連施設の整備

ア 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備

イ 津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保

ウ 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

(3) 津波警戒区域等の設定

津波防災地域づくりに関する法律及び同法の基本指針に基づき進める。

第7節 避難に関する計画

大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたるおそれがある。

このため、町は、大火災になったり、津波に襲われるおそれがある場合に備えて、あらかじめ避難所等の選定、避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。

具体的な計画については、一般計画編第1章第29節「避難に関する計画」に準ずる。ただし、津波に対する避難対策計画については、以下による。

1 津波に対する避難対策計画(総務課)

(1) 指定緊急避難場所(津波)の要件

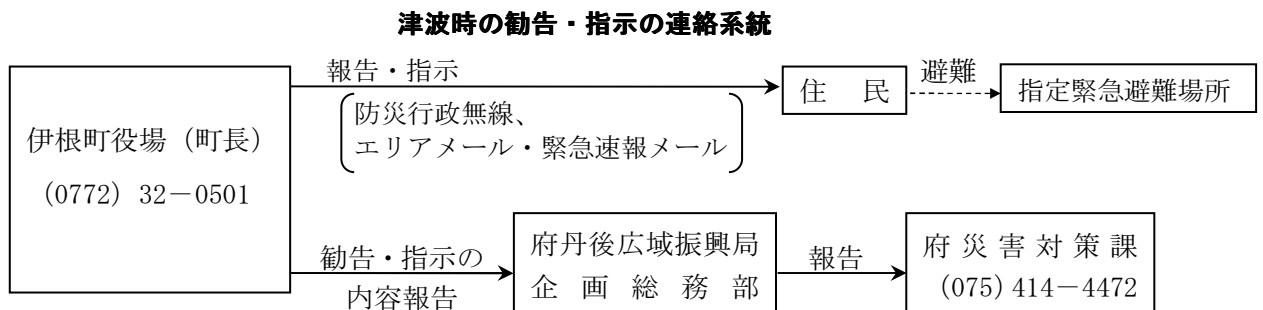
指定緊急避難場所は、災害対策基本法に位置づけられた津波が発生した場合の緊急避難場所である。

日本海又は若狭湾内で大地震が発生した場合には、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、数mに及ぶ波高のために低地帯では浸水を免れないこと、津波が河川を遡上して被害が内陸部にまで及ぶこと等が特徴として挙げられる。したがって、指定緊急避難場所としての要件については、以下の事項が十分検討されている必要がある。

- ア 十分な地盤標高を有すること。
- イ 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。
- ウ 河川沿いの低地帯では、内陸部においても指定緊急避難場所を指定しておくこと。
- エ 周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと。
- オ 津波対象地区の住民を全員収容し得る空間があること。

(2) 勧告・指示の連絡系統

津波警報が発表され、町長が避難の勧告・指示をする場合の連絡系統は次のとおりである。



(3) 避難誘導員等の安全確保

ア 津波警報等が発表され、勤務地等から各詰所等に参集する際、道路の通行が危険と判断した場合は、安全が確認されてから参集する。

イ 地震・津波災害時において、退避必要時間の確保を最優先し、基本的には地震発生から5分経過後、また津波到着予測時刻が分かる場合は地震発生後20分経過後又は状況

に応じて活動可能時間（津波到達予想時刻－退避必要時間）経過前に、避難誘導等を終了し津波避難場所へ避難する。

ウ 退避命令を団員に伝達する手段（消防無線、トランシーバー、拡声器、車両のサイレン等）を複数確保しておく。

エ 現場の状況や津波情報等により危険を察知した場合は、20分前であっても直ちに退避命令を出す。

津波対象地区・津波避難場所一覧表

津波対象地区	避難路・避難経路	所要時間	津波避難場所	海拔
		(分)		(m)
日出	町道日出大島線他	10	伊根町役場	7.0
	町道日出大島線他	10	日出小坪金毘羅神社	20.0
	町道日出平田線	5	西墓	12.0
	町道日出平田線	5	八坂神社（日出）	22.0
高梨	町道日出平田線	3	大乘寺	12.0
	町道日出平田線	3	高梨集会所	10.5
	町道日出平田線	5	八幡神社	14.0
西平田	町道日出平田線	5	伊根中学校	10
	町道日出平田線	5	八幡神社	14.0
	町道日出平田線	3	海蔵寺	8.5
	町道日出平田線	5	伊根小学校	3.3
東平田	町道日出平田線	5	伊根中学校	10
	町道平田亀島線	3	七面山	26.0
	町道平田亀島線	5	舟屋の里公園	39.0
	町道日出平田線	5	伊根小学校	3.3
大浦	府道伊根港線	5	伊根保育園	27.5
	府道伊根港線	5	舟屋の里公園下駐車場	28.0
	府道伊根港線	5	舟屋の里公園	39.0
立石	府道伊根港線	3	阿字野神社	16.0
	府道伊根港線	7	慈眼寺	22.5
	府道伊根港線	15	伊根保育園	27.5
耳鼻	府道伊根港線	5	海福寺	14.0
	府道伊根港線	5	耳鼻高台	12.0
亀山	府道伊根港線	5	亀山稻荷神社	20.0
泊	町道亀島本庄浜線	5	町道亀島本庄浜線（小泊～新井）	14.0
	町道亀島本庄浜線	5	町道亀島本庄浜線（大泊～津母）	22.0
	町道六万部泊線	5	七神社	6.0
津母	町道津母宮ノ前線	2	津母集会所	15.0
本庄浜	町道亀島本庄浜線	5	町道亀島本庄浜線（本庄浜～野室）	17.0

③ <1. 災害予防計画> 第7節 避難に関する計画

津波対象 地区	避難路・避難経路	所要 時間	津波避難場所	海拔
		(分)		(m)
	府道本庄浜本庄宇治線 他	5	府道本庄浜本庄宇治線（本庄浜～ 本庄宇治）海の家跡地	2.5
蒲入	府道本庄港線	5	あさひ保育園跡	37.0

第8節 交通対策及び輸送計画

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、地震による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

具体的な計画については、一般計画編第1章第21節「交通対策及び輸送計画」に準ずる。なお、町及び各道路管理者の管理する道路の耐震化の強化には特に留意する。

なお、運転者のとるべき措置の周知については、以下による。

1 運転者のとるべき措置の周知（総務課）

地震発生後において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第9節 災害応急対策物資確保計画

地震発生時には社会生活が混乱し、一被災地においては日常生活が困難となる場合があるので、救援・救護に必要な衣・食・住に関する種々の物資を迅速に確保するための計画を定める。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。

なお、非常時の食料は、農村部での自家保有米の活用を含め、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、町が負担して備蓄する。

1 物資の備蓄(保健福祉課、地域整備課)

- (1) 住民に対し、非常時の食料や日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発する。
- (2) 備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な乾パン等の応急食料や被服、寝具等の生活必需品を備蓄する。その際、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

なお、府、宮津与謝消防組合の備蓄倉庫のうち本町に関係するものは、次のとおりである。

宮津倉庫：宮津市字吉原府宮津総合庁舎内

宮津与謝消防組合：防災拠点施設 宮津市字須津 413-26

2 米穀等食料の確保(地域整備課)

- (1) 米穀の取扱いについて、町は府に対し、所定の手続きにより、近畿農政局と協議のうえ処理する。この場合、販売業者の流通在庫の活用も図ることとする。
- (2) 災害の発生が予想される場合には、町は、地元の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じ精米の確保に努める。
- (3) 町は、府丹後広域振興局長及び卸売業者(支店等)等と密接な連絡を取り、精米及び米穀以外の食料の確保にも努める(乾パン、副食品、調味料、インスタント食品、缶詰類等)。

3 物資の調達体制の整備(保健福祉課)

町は、町及び近隣市町の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

4 物資集配地の整備(総務課)

町及び府は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、集配予定地をあらかじめ定める。

町は、物資の備蓄場所、避難場所の位置及び府近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定める。

第10節 要配慮者対策計画

大規模地震発生時には、高齢者、障害者、乳幼児などのいわゆる要配慮者が災害の発生時において犠牲になる場合が多い。このため、町及び社会福祉施設管理者は、要配慮者の安全を確保するために地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

具体的な計画については、一般計画編第1章第23節「要配慮者対策計画」に準ずる。

第11節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

災害が発生した場合のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

災害発生時におけるごみ、し尿の処理活動の実施計画とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な計画については、一般計画編第1章第24節「災害廃棄物処理に係る防災体制の整備」に準ずる。

第 12 節 文化財災害予防計画

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 12 節「文化財防災計画」に準ずる。

第 13 節 防災訓練に関する計画

地震災害に備えて、防災関係業務に従事する職員に実践的実務を習熟させ、また、関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策に当たる体制を整備強化するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、防災機関が一体となり住民の協力のもとに地震災害を想定した訓練を実施する。

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 18 節「防災訓練・調査計画」に準ずる。

第 14 節 住民の防災活動の促進

大地震による災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、町及び府等防災関係機関・による災害対策の推進はもとより住民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における住民の適正な判断力の養成、住民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは業種別の防災対策を推進する必要がある。

このため、町をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚、防災組織の育成指導・助言等に努めるものとする。

1 防災知識と地震時の心得の普及(総務課)

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 17 節「防災知識普及計画」に準ずる。なお、地震の心得については、以下による。

〔地震の心得 10 か条〕

- (1) まずわが身の安全を図れ
丈夫なテーブル、机などの下に身を隠して、しばらく様子を見る。
- (2) すばやく火の始末
過去の例から大地震で怖いのは火災。地震を感じたらすばやく火の始末をする。
- (3) 火が出たらまず消火
万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。大声で隣近所に声をかけあい、皆で協力して消火に努める。
- (4) あわてて戸外に飛び出さな
どんなに大きな地震でも、大揺れは 1 分程度といわれている。あわてて外に飛び出すと、落下物などにより負傷するなどの危険が多いので、周囲の状況をよく確かめて落ちついて行動する。
- (5) 狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに近寄らない
狭い路地、へいぎわ、がけの上やがけ下、ブロック塀のそばなど、危険な場所にいるときは急いで離れる。
- (6) 土石流、がけ崩れ、津波、浸水に注意
山ぎわや急傾斜地は、土石流やがけ崩れが起こりやすい。海岸地帯では津波、低地では浸水のおそれがあるので、すばやく安全な場所に避難する。
- (7) 避難は徒歩で、持物は最小限に
津波や大火災で避難を行うときは、消火、救急救護活動などの障害となるので自動車は絶対に使わず、必ず徒歩で避難する。持物は最小限にとどめ、背負うなどして身軽に行動できるよう両手をあける。

③ <1. 災害予防計画> 第 14 節 住民の防災活動の促進

(8) 協力しあって応急救護

たくさんの負傷者が出ると救急の手が回らないこともある。協力しあって、応急救護をしよう。急場には、お互い助け合おう。

(9) 正しい情報をつかみ、余震を恐れるな

町役場、消防署、警察署などの指示に従って行動する。一般的には、余震は本震より小さいといわれているが、余震には十分注意し、沈着な行動をとる。

(10) 秩序を守り、衛生に注意

身勝手な行動をとらず、秩序を守ろう。感染症等の発生のおそれがあるので衛生には十分注意する。

2 自主防災組織の整備(総務課、保健福祉課)

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 19 節「自主防災組織整備計画」に準ずる。

3 学校における防災教育(教育委員会)

具体的な計画については、一般計画編第 1 章第 17 節「防災知識普及計画」に準ずる。

第15節 ボランティアの登録・支援等計画

地震・津波災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、一般計画編第1章第26節「ボランティアの登録・支援等計画」に準ずる。

第16節 行政機能維持対策計画

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

具体的な計画については、一般計画編第1章第25節「行政機能維持対策計画」に準ずる。

第17節 広域応援体制の整備

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結し、広域的な応援体制を確立しておく。

具体的な計画については、一般計画編第1章第27節「広域応援体制の整備」に準ずる。

第18節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

町は、バスの運行が停止した際、又は、道路が遮断された際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

具体的な計画については、一般計画編第1章第30節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準ずる。

第 2 章

災害応急対策計画

第1節 災害応急対策活動の体制

大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等応急活動体制については、一般計画編第2章第1節「災害対策本部等運用計画」及び第2節「動員計画」に準ずる。ただし、地震発生時における災害警戒本部及び災害対策本部の設置等については、次のとおりとする。

1 伊根町災害警戒本部の設置

(1) 被害調査及び津波の警戒監視

京都地方気象台により津波注意報又は津波警報が発表された場合又は町内に設置されている計測震度計(勤務時間外は気象台の発表する震度)によって震度4又は震度5弱の地震が観測された場合は、職員又は消防団の責任者を直ちに津波の警戒監視及び危険区域を中心としたパトロールに派遣し、被害調査等を行う。

(2) 設置及び閉鎖の決定

津波の警戒監視並びに町内の被害調査報告に基づき、総務課長及び地域整備課長が協議し、町長に具申し、町長が決定する。ただし、町の地域に津波警報が発令された場合は、直ちに設置する。

(3) 配備体制

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

区 分	基 準
災害警戒本部1号配備	○地震が発生し、町域で震度4を記録したとき ○津波予報区「京都府」に津波注意報が発令されたとき
災害警戒本部2号配備	○地震により局地的災害が発生し、状況悪化のおそれがあるとき ○地震が発生し、町域で震度5弱を記録したとき ○気象台により津波警報が発令されたとき(災害警戒本部自動設置)

(4) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として次の業務を行う。

ア 情報の収集

気象台が発表する地震及び津波に関する情報等の収集と初期の被害発生状況の調査

イ 警戒監視

災害危険箇所周辺の警戒と海面の監視等による異常現象の前兆の把握と危険状況への対処

3 <2. 災害応急対策計画> 第1節 災害応急対策の活動体制

ウ 関係機関等との連絡調整

府、宮津与謝消防組合、宮津警察署等関係機関との相互の情報交換及び活動調整

(5) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引継ぐものとする。

2 伊根町災害対策本部の設置

(1) 設置の決定

災害対策本部の設置は、津波により相当の被害が発生したとき又は震度5弱以上の地震が発生したときに、総務課長及び地域整備課長が協議し、町長に具申し、町長が決定する。ただし、大津波警報が発令された場合又は町内に設置されている計測震度計(勤務時間外は気象台の発表する震度)によって震度6弱以上の地震が観測された場合は、直ちに設置する。

(2) 配備体制

災害対策本部の職員配備体制は、次の基準による。

区 分	基 準
1 号 動 員	○地震が発生し、町域で震度5弱を記録したときにおいて、災害警戒本部の情報収集により被害が確認され、町長が必要と認めるとき
2 号 動 員	○地震が発生し、町域で震度5強を記録したとき ○津波予報区「京都府」に大津波警報が発令されたとき(災害対策本部自動設置) ○住家の被害が災害救助法の適用基準に達する程度となり、なお被害が拡大するおそれがあるとき
3 号 動 員	○地震が発生し、町域で震度6弱以上を記録したとき(災害対策本部自動設置) ○災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき(災害対策本部自動設置)

3 災害警戒本部及び災害対策本部要員の動員

(1) 災害警戒本部及び災害対策本部の動員は、一般計画編第2章第2節「動員計画」に定めるところによりあらかじめ動員数を設定し、災害対策本部長の指令に基づき出動する。

(2) 配備要員に当たった職員は、勤務時間外においてもテレビ、ラジオ、防災行政用無線放送、広報車等により災害の発生を覚知した場合は、直ちに白自主的に登庁し、配備体制につく。

その他の職員は、地域の被害情報の収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

震度階級一覧表

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

③ <2. 災害応急対策計画> 第1節 災害応急対策の活動体制

2 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

4 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある
7		

第2節 通信情報連絡活動計画

震災時には、通信回線の輻輳、寸断等が予想されるため、町、府及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び膚報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信のそ通を確保する。また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、電話回線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、効果的な通信の運用を図る。

具体的な計画については、一般計画編第2章第3節「通信情報連絡活動計画」に準ずる。

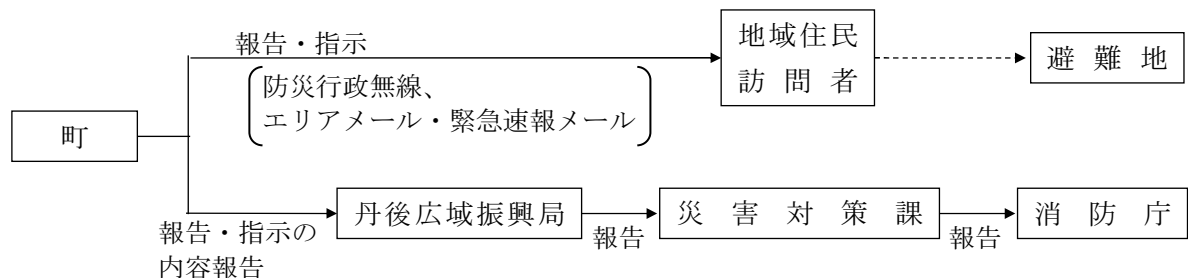
第3節 津波災害対策応急計画

津波予報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の町、府及び防災関係機関が直ちにとるべき応急対策について定めるものとする。

1 津波に備えた対応

- (1) 町は、「震度4程度以上」の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員又は水防団員から責任者を選んでおき、「津波による被害がない」旨の情報が発表されるまで、安全な場所で海面状態を監視し、津波等の異常を発見した場合、情報連絡と沿岸住民への周知に努める。また、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで避難地又は安全な場所に避難するよう速やかかつ的確に勧告・指示する。
- (2) 津波注意報が発表された場合、海水浴や磯釣りは危険なため行わないよう周知する。
- (3) 津波警報が発表された場合、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで避難地又は安全な場所に避難するよう勧告・指示を行う。
- (4) 津波到達予想時刻も考慮した水門等の閉鎖や要配慮者の避難支援を行う。

津波時の勧告・指示の連絡系統



※ 避難地については、本編第1章第7節「避難に関する計画」を参照のこと

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生したときには、町及び府並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

具体的な計画については、一般計画編第2章第30節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第5節 被災者救出計画

地震災害時における被災者の救出は緊急を要し、かつ、特殊技術や器具等を必要とする場合もあり、町独自の設備・機能のみで十分な作業を期待できないこともあるので、関係機関、団体等と緊密な連絡をとり、迅速に救出活動を実施する対策について定める。

また、地震災害及び派生する津波災害時に対して、海上における船舶等の二次災害の発生を未然に防止するため、津波警報等の情報を航行警報等により速やかに周知する。

具体的な計画については、一般計画編第2章第17節「被災者救出計画」に準ずる。

第6節 医療、助産計画

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、町は日本赤十字社京都支部、医師会、地方医療機関等と協力し、救護班による緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な計画については、一般計画編第2章第15節「医療、助産計画」に準ずる。

第7節 消防活動計画

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつその全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

1 消防活動(総務課)(消防組合)

地震によってもたらされる被害のうち、最も大きいものが地震火災である。

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町、宮津与謝消防組合消防本部消防長及び消防団長は、宮津与謝消防組合及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

なお、具体的な消防活動については、一般計画編第2章第6節「消防計画」に準ずる。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

ア 住宅密集地域の火災危険区域

イ がけ崩れ、崩壊危険箇所

ウ 津波等による浸水危険区域

エ 特殊火災危険区域(危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設)

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

- (7) 救命処置を要する要救助者優先
傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。
- (8) 火災現場付近の要救助者優先
火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。
- (9) 多数の人命救助優先
延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

第8節 災害救助法の適用計画

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、町は災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて災害救助法を運用する。

具体的な計画については、一般計画編第2章第5節「災害救助法の適用計画」に準ずる。

第 9 節 輸送計画

震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 22 節「輸送計画」に準ずる。

第 10 節 交通対策計画

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しているため、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行えるよう、これらの障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 19 節「障害物除去計画」及び第 23 節「交通対策計画」に準ずる。

第 11 節 避難に関する計画

大規模地震発生時においては、家屋倒壊、火災、崖崩れ等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

避難に関する具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 9 節「避難に関する計画」に準ずる。ただし、津波に係る避難については、震災対策計画編第 1 章第 6 節「避難に関する計画」によるものとする。

第 12 節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 10 節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準ずる。

第 13 節 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

震災時には、住居の倒壊や焼失及び津波等によりライフラインが被災し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保が困難を極め、一部では避難生活の長期化が予想される。このため、迅速に食料、飲料水及び生活必需品等を調達し、被災者に給与する。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 11 節「食糧供給計画」、第 12 節「生活必需品等供給計画」、第 13 節「給水計画」に準ずる。

第 14 節 要配慮者対策計画

震災時には、高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。要配慮者の早期発見等に努めるとともに、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。また、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 35 節「要配慮者対策計画」に準ずる。

第 15 節 保健衛生、防疫計画

地震災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化を招き、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件と重なり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 16 節「保健衛生、防疫計画」に準ずる。

第 16 節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

震災時の混乱期には、行方不明になっている者が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理・埋葬等を適切に行う。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 18 節「遺体の搜索、処理及び埋葬計画」に準ずる。

第 17 節 災害警備計画

災害警備活動は、国、府、町、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 24 節「災害警備計画」に準ずる。

第 18 節 施設の応急対策に関する計画

震災時には、水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設や道路・河川・港湾・漁港等の公共土木施設等に多大な被害が予想される。これらの施設は、生活の根幹をなすものであるとともに、初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

また、震災時には、住居の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

さらに、危険物施設や農林水産施設が被災した場合には、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るための適切な措置を実施しなければならない。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 14 節「住宅対策計画」、第 19 節「障害物除去計画」、第 26 節「危険物等応急対策計画」、第 27 節「ライフライン施設応急対策計画」、第 28 節「農林水産関係応急対策計画」に準ずる。

ただし、地震被災建築物応急危険度判定計画、被災宅地危険度判定計画については、以下による。

1 地震被災建築物応急危険度判定計画(総務課)

____地震により建築物に著しく損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定を速やかに実施することにより、必要があれば居住者等に避難を喚起し、余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止する。

(1) 情報の収集

大規模な地震が発生した場合、建築物の被災状況に関する情報の収集に努める。

(2) 判定の実施

建築物に関して被害が見られる場合は、被害の状況に合わせた応急危険度判定士の出動を要請し、早急に判定を実施する。

2 被災宅地危険度判定計画(総務課)

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、府を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

(1) 危険度判定

ア 京都府被災宅地危険度判定連絡協議会の協力を得て、登録されている被災宅地危険度

3] <2. 災害応急対策計画> 第 19 節 社会福祉施設応急対策計画

判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、調査表、判定シート等に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

第 19 節 社会福祉施設応急対策計画

災害発生時における社会福祉施設入所者、利用者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定めるものとする。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 33 節「社会福祉施設応急対策計画」に準ずる。

第 20 節 廃棄物処理計画

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災及び津波水害等により、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水遺施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生ずる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・がれきの処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

また、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 20 節「廃棄物処理計画」に準ずる。

第 21 節 水防計画

大規模地震等発生時においては、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における監視・警戒等の水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する必要がある。

また、自らの水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 7 節「水防計画」に準ずる。

第 22 節 環境保全に関する計画

地震災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 36 節「環境保全に関する計画」に準ずる。

第23節 文教応急対策計画

地震災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

1 情報の収集・伝達(学校長、教育委員会)

(1) 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

(2) 被害情報の収集・伝達

ア 災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

イ 情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

ウ 災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

2 学校における安全対策(学校長、教育委員会)

(1) 在校時の対策

学校長は、児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

(2) 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

(3) 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する。

3 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

4 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

5 施設・設備の安全点検・応急復旧等(学校長、教育委員会)

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

6 学校等における保健衛生及び危険物等の保安(学校長、教育委員会)

(1) 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

(2) 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス(高圧ガスを含む。)、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

7 被災者の救護活動への連携・協力(学校長、教育委員会)

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し町と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

その他具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 21 節「文教対策計画」に準ずる。

第 24 節 ボランティア受入計画

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増加し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。このため、町では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう受入活動を行う。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 37 節「ボランティア受入計画」に準ずる。

第 25 節 義援金品受付配分計画

震災時には、多くの義援金品の送付が予想される。このため、義援金品の募集及び寄せられた義援金品を公正・適正に被災者に配分するために体制を整える。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 32 節「義援金品受付配分計画」に準ずる。

第 26 節 文化財等の応急対策

地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 35 節「文化財等の応急対策」に準ずる。

第 27 節 労務供給計画

大規模な地震災害が発生し、町、府等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 29 節「労務供給計画」に準ずる。

第 28 節 社会秩序の維持に関する計画

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 39 節「社会秩序の維持に関する計画」に準ずる。

第 3 章

災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置に関する計画

地震災害により被害を受けた住民が、その痛手より速やかに再起・更生するように、被災者に対する職業のあっ旋、資金の融資等の被災者の生活を確保することについての対策をはじめとして、公共土木施設の復旧、農林水産施設の復旧、災害復旧のための金融措置及び住宅復興計画等の緊急措置について定める。

具体的な計画については、一般計画編第3章第1節「生活確保対策計画」、第3章第2節「公共土木施設復旧計画」、第3節「農林水産業施設復旧計画」、第4節「災害復旧上必要な金融その他資金調達計画」、第5節「住宅復興計画」、第6節「中小企業復興計画」等に準ずる。

第2節 文教復旧計画

地震災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に務める。

その他具体的な計画については、一般計画編第3章第8節「文教復旧計画」に準ずる。

第3節 文化財等の復旧計画

町内の文化財については、速やかに現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

その他具体的な計画については、一般計画編第3章第9節「文化財等の復旧計画」に準ずる。

第4節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1 制度の概要

激甚災害については、広域的(全国レベル)な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）

2 災害調査(総務課)

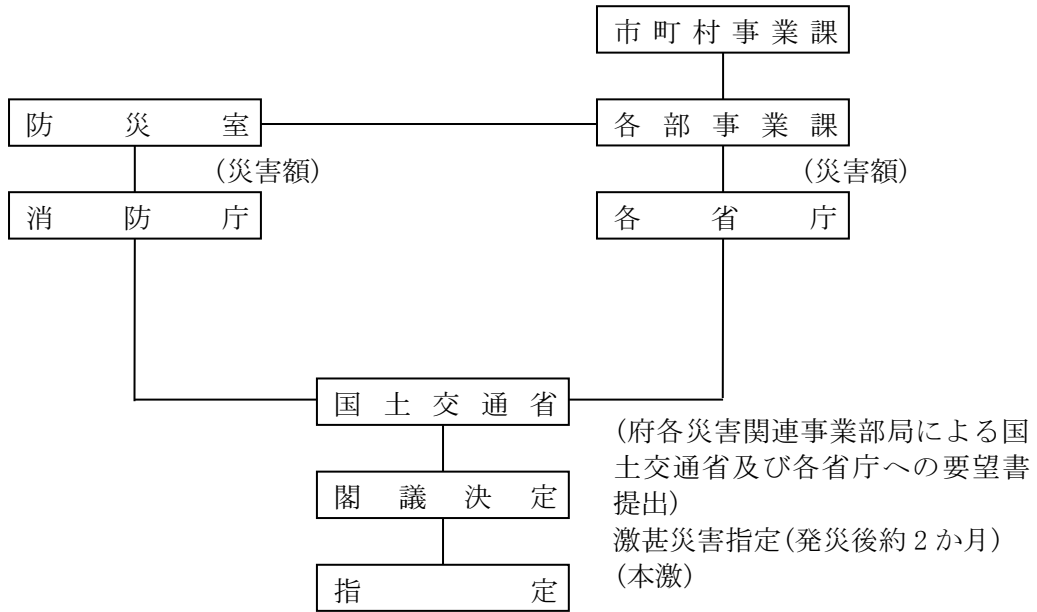
町は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

〔府〕

知事は市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

激甚災害指定フロー図



第5節 租税の徴収猶予及び減免等の措置

地震災害により被災者の納付すべき国税及び地方税の納付が困難な場合に、特別な措置を講ずる等被災者の負担を軽減するための対策について定める。

1 税対策等による被災者の負担の軽減(住民生活課)

- (1) 町長は、地方税法第15条に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により1年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。
- (2) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町長は災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

〔府〕

府は、被災した納税者又は特別徴収義務者に対し、地方税法及び京都府府税条例の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずる。

2 郵政関係補助事業の周知(企画観光課)

町は、郵政関係の補助事業について住民への広報に協力する。

〔伊根郵便局〕

地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。